

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水)午後1時56分から午後3時04分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和6年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番辻田樫市委員、6番中務智紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、譲受人が同じ方ですので整理番号56と整理番号57について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第26号、整理番号56と整理番号57についてご説明いたします。この2件につきましては、譲受人が同じ方ですので、一括してご説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

整理番号56

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は809㎡です。

続いて、整理番号57

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は439㎡です。

整理番号56については、売買による農地取得で、二名の関係は他人ですが、以前に別のところで譲渡人の土地を購入した経緯があり、今回の土地についても購入してくれないかとの相談があったため申請されました。

整理番号57についても売買による農地取得で、二名の関係は他人です。

整理番号56に隣接した農地で、耕作されていないため、まとめて自らが耕作しようということで譲渡人と話がまとまったので申請されました。

この譲受人は、後世に耕作のしやすい圃場を残すことを目的に、自ら「美田を残す会」を発足し、耕作放棄地をなくすべく活動されています。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、整理番号56については、現在、耕作している状況で、整理番号57については、現在、耕作していない状況です。
譲受人が増反を目的に申請がありました。先ほどの事務局からの説明にもありましたが、譲受人は耕作放棄地をなくすべく活動されており、特に問題ないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 譲受人の経営面積がゼロで増反というのはどうなのか。
事務局 システム上、町内に農地を所有していない場合はゼロの表示になりますが、申請書には町外に所有している面積の記載があります。

議 長 その他質問、意見等はございませんか。

● 番 畑で何を作るのか。これだけ増反して管理できるのか。

事務局 耕作放棄地を減らしたいという熱意を持っておられます。

● 番 農業に関心があり、お元気でやる気がある方だと思います。

議 長 その他質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第26号、整理番号56と整理番号57は許可と決定します。

続きまして、整理番号58について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、58でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は555㎡です。

この申請地は、12月の農業委員会総会で5条申請として提出していましたが、農地の面積に対して倉庫の建ぺい率が小さかったため継続審議となっていた案件であります。

12月の総会后に事務局内で協議した結果、3条申請により所有権移転を行った後に29条の届け出を提出してもらう方法が最善と判断したため、申請者に3条申請を提出してもらったものです。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

この案件につきましては、前回からの継続審議案件ですので、担当農業

委員の報告を省略し、質問、意見等に移ります。

質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号58は許可と決定します。

続きまして、整理番号59について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、59でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は142㎡です。

二名の関係は、本家分家の関係です。

申請地はアクセス道路により分断された農地の残地にあたり、譲渡人が管理しようとした場合、アクセス道路を横断して管理しなければならなくなるため、隣接農地を所有する譲受人に相談したところ、無償であれば管理するという話で話がまとまり、申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

申請地はアクセス道路によって分断された残地部分で、譲渡人の家からだ管理しづらいため、隣接地を所有する譲受人が耕作することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号59は許可と決定します。

以上をもちまして、令和6年第1回総会を閉会いたします。